

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】令和3年5月6日(2021.5.6)

【公開番号】特開2019-181028(P2019-181028A)
【公開日】令和1年10月24日(2019.10.24)
【年通号数】公開・登録公報2019-043
【出願番号】特願2018-78430(P2018-78430)
【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月26日(2021.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

演出図柄を表示する表示装置を備える遊技機であって、
第一演出図柄が示された状態で、第二演出図柄として当該第一演出図柄と同じ種類の図柄が示されてリーチが成立するか否かの第一段階、
前記第一段階にてリーチが成立しなかった場合に移行する段階であって、第三演出図柄として、すでに示された前記第一演出図柄および前記第二演出図柄とともに、好機組み合わせを構築する図柄が示されるかどうかの第二段階と、
を含む図柄演出を実行可能であることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記演出図柄は数字を含むものであり、
前記好機組み合わせは、前記第一演出図柄が含む数字、前記第二演出図柄が含む数字、前記第三演出図柄が含む数字が順に並ぶ態様であることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記第一段階は、前記第一演出図柄と同じ数字を含む候補図柄が前記第二演出図柄として示されるかもしれないことを示すものであり、
前記第一段階にてリーチが成立しない場合、前記候補図柄が滑り落ちるようにして表示領域外まで移動し、当該候補図柄が含む数字の次の数字を含む図柄が前記第二演出図柄として示されることを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記第一段階にてリーチが成立する結果に至ることよりも、当該第一段階にてリーチが成立せずに前記第二段階にて好機組み合わせが構築される結果に至ることの方が、遊技者に有利な結果として設定されていることを特徴とする請求項1から請求項3のいずれか一項に記載の遊技機。